

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」
に関する意見募集について

令和8年7月22日
国土交通省
総合政策局

国土交通省では、別紙（概要）のとおり、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の制定を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。
なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省総合政策局地域交通課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和8年7月22日（水）から令和8年8月21日（金）まで
（郵送の場合は、上記期限必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見は受理いたしかねますので、御了承願います。

① 電子メールの場合

電子メールアドレス：hqt-chiikikoutsu-hourei@gxb.mlit.go.jp

（電子メールのタイトルを「「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見」としてください。）

② 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

- ・ 国土交通省総合政策局地域交通課 意見募集担当 宛
(「「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見」と明記してください。)

5. 留意事項

- ・ お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・ 氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。
- ・ 住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用いたします。

6. お問い合わせ先

- ・ 国土交通省総合政策局地域交通課 意見募集担当
電話番号 03-5253-8987

(意見提出様式)

○国土交通省総合政策局地域交通課 意見募集担当 宛

「「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見

1. 氏名

2. 住所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意見
(該当箇所)

(意 見)